

現 場 説 明 書 追 加 事 項

工事名 一宮地内汚水管理設跡舗装復旧工事（その6）

工 種	種 別	説 明 事 項
	技術者の適 正配置	<p>1. 請負代金額 4,500万円以上の工事については、主任技術者又は監理技術者は専任とする。ただし、当初契約時における「請負代金額」は「許容価格」と読み替えて適用する。</p> <p>2. 専任となる期間は、工事着手日から工事検査日までとし、修補等の指示を受けた場合は修補完了日までとする。 なお、この期間における技術者の変更は基本的に認めない。ただし、病気・退職等やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない。この場合、変更となる事由を書面にて本市に申し出、承認を得ること。</p>
	施工時間帯	<p>1. 本工事の施工時間帯は昼間施工（8:00～17:00）で考えているが、関係機関との協議により、これにより難しい場合は監督員と協議すること。</p>

工 種	種 別	説 明 事 項																									
一般事項	建設副産物	<p>本工事から発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）及び産業廃棄物は、下記の再資源化施設に搬入するものとし、その再資源化等費（処分費。なお、岡山県内で処理する場合には産業廃棄物処理税相当額、又は、産業廃棄物の処理に係る税の条例が施行されている他の県で処理する場合には各県の産業廃棄物の処理に係る税相当額を含む。）については、見積単価を採用している。なお、運搬に先だち受入条件等を確認し、監督員に報告するものとする。</p> <p>また、下記再資源化施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によらない事項についてはこの限りではない。</p> <p>特定建設資材廃棄物（建設リサイクル法）</p> <table border="1" data-bbox="515 651 1441 965"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>処理場所</th> <th>処理施設名</th> <th>片道運搬距離</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート</td> <td>岡山市〇〇地内</td> <td></td> <td>L=〇km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート</td> <td>岡山市北区御津河内地内</td> <td>第一建設株式会社</td> <td>L=17.3km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト切削殻</td> <td>岡山市〇〇地内</td> <td></td> <td>L=〇km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>岡山市〇〇地内</td> <td></td> <td>L=〇km</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 受入条件については、下記のとおりとする。 1) 受入時間帯は、平日の8:00～17:00を予定している。 2) ゴミ等を混入させないこと。 3) As殻については路盤材及び土砂の混入がない様努めるものとする。</p> <p>2. 特定建設資材廃棄物の処理については、契約締結時に契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、契約違反となるので注意すること。契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、事前に監督員と協議を行うこと。</p>	種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考	コンクリート	岡山市〇〇地内		L=〇km		アスファルト・コンクリート	岡山市北区御津河内地内	第一建設株式会社	L=17.3km		アスファルト切削殻	岡山市〇〇地内		L=〇km		建設発生木材	岡山市〇〇地内		L=〇km	
種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考																							
コンクリート	岡山市〇〇地内		L=〇km																								
アスファルト・コンクリート	岡山市北区御津河内地内	第一建設株式会社	L=17.3km																								
アスファルト切削殻	岡山市〇〇地内		L=〇km																								
建設発生木材	岡山市〇〇地内		L=〇km																								

工 種	種 別	説 明 事 項
施工一般	一般事項	1. 施工中の民地への通路は確保するものとし、形態等については別途監督職員と協議すること。
仮設工	交通誘導警備員等	<p>1. 交通誘導警備員を下記の通り見込んでいる。</p> <p>交通誘導警備員B（昼間交替要員無し）基幹 7人</p> <p>交通誘導警備員B（昼間交替要員無し）単独 12人</p> <p>なお、配置場所等については、監督員と協議すること。</p>